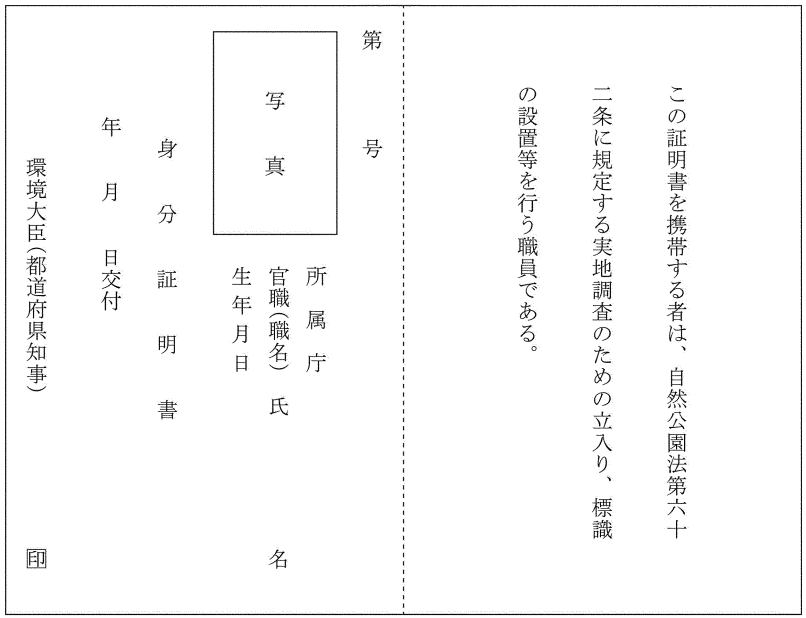
（前略）

様式第五

（表）



（裏）

（実地調査）

第六十二条　環境大臣は国立公園若しくは国定公園の指定、公園事業若しくは国定公園の公園計画の決定若しくは公園事業の執行又は国定公園の指定若しくは公園事業の区域の拡張に係る申出、都道府県知事は国定公園の決定若しくは公園計画の決定若しくは追加に係る申出若しくは公園事業の決定若しくは公園事業の執行に関し、環境大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量をさせ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定による。

2　国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3　第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4　第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第八十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～十　（省略）

十一　第六十二条第五項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

備考　この用紙は、Ａ列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。